

令和 7 年度対応版

つながる ささえる みんなの介護



介護保険 利用の手引き



新 城



介護保険ホームページ

～介護保険の理念について～

介護保険サービスは、要介護状態等の軽減または悪化の防止となるように、医療と連携しながら行わなければならないとされています。そして、このような保健医療サービスや福祉サービスは、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択によって、総合的かつ効率的に提供されるべきだとされています。介護保険は要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた地域において送ることが出来ることを目指しています。

令和7年度における主な改正点は次のとおりです。

- ・ 介護保険法施行令の改正により、令和7年4月から、介護保険料の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に見直します。→P2
- ※負担限度額認定、高額介護（予防）サービス費における80万円の基準についても、同様に80.9万円に変更予定です（令和7年8月施行予定）。→P24、P25
- ・ 令和5年度から、次の事業が福祉課に移行しています。→成年後見制度利用支援事業、
高齢者虐待防止事業、食の自立支援事業、緊急通報機器貸与事業、寝具類等洗濯乾燥消毒事業

介護保険は、いつまでも安心して暮らせるように高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。

「高齢者の方やその御家族などが、住み慣れた地域で、安心して充実した生活」を送れるように、必要に応じた介護サービスを御利用ください。

みんなの健康寿命を延ばしていきましょう。



目次

◇ 介護保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◇ 介護保険の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・	5
◇ 申請から要介護認定まで・・・・・・・・・・・・	7
◇ 介護保険サービス利用の手順・・・・・・・・・・	9
◇ 介護保険サービスの種類と費用・・・・・・・・	11
◇ 費用の支払いと負担の軽減・・・・・・・・・・	23
◇ 第三者行為求償・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
◇ 保健福祉事業（在宅高齢者転倒予防住宅改修事業）・・	28
◇ 地域支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
◇ 認知症サポーター養成講座、どこシル伝言板・・・・・・・・	36
◇ 認知症ケアパス、ボランティア登録・・・・・・・・・・	37
◇ エンディングノート、生活おたすけサービス援助員・・	38
◇ 地域包括支援センター連絡先・・・・・・・・・・	39～40
◇ 介護保険担当部署連絡先・・・・・・・・・・	41～42
◇ 苦情・相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・	42
◇ 介護度に応じたサービスの早見表・・・・・・・・	43

介護保険料について

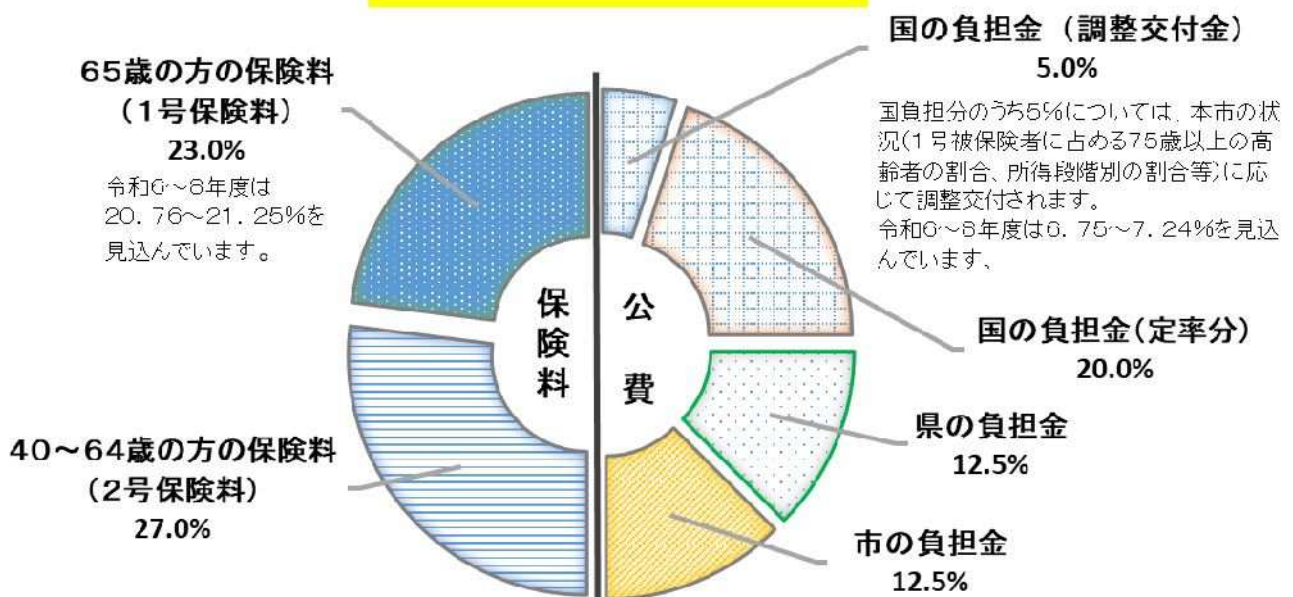
①介護保険の財源

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を家族だけで支えるのではなく、社会全体で支えることをねらいとして制定されました。

40歳以上の方が納める介護保険料は国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

みなさんの御理解と御協力をお願いします。

介護保険の財源の内訳



40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、国民健康保険や職場の医療保険から納めます。

65歳(第1号被保険者)になる誕生日の前日が属する月からは、介護保険料として、直接、市に納めます。

例：10月1日が65歳の誕生日の方→9月分から納めます。

10月2日が65歳の誕生日の方→10月分から納めます。

(年齢の計算に関する法律・民法第143条第2項により)

介護保険料は3年ごとに見直されます

高齢化が進み、介護保険サービスを利用する方の人数や利用量が増えています。

そのため、介護保険サービスを必要とする人が必要なときにサービスを受けることができるように、利用実績等をもとにして在宅、施設サービスの計画を見直します。

その結果、都城市全体の介護保険サービスの利用状況を反映した必要な費用を算出し、介護保険料を決定します。

②65 歳以上の方の保険料の決め方

令和6年度から3年間の保険料「基準額」は、以下のように決定しました。「基準額」とは都城市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出されたものです。

$$\begin{array}{c} \text{都城市で必要} \\ \text{な介護保} \\ \text{険サービ} \\ \text{スの総費用} \end{array} \times \begin{array}{c} 65 \text{ 歳以上} \\ \text{の方の負担分} \\ 23\% \end{array} \div \begin{array}{c} \text{都城市に住む} \\ 65 \text{ 歳以上} \\ \text{の方の人数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{都城市の基準額} \\ \mathbf{74,400 \text{ 円}} \\ (\text{年額}) \end{array}$$

※基準額は全国一律ではなく、各市町村で必要な介護サービスの総費用と65歳以上の人数に応じて算出されます。

介護保険料は「基準額」をもとに、原則として賦課期日（毎年4月1日）現在、都城市内に住所を有する65歳以上の介護保険の被保険者に課せられ、その方の収入や所得、世帯内の課税状況に応じて、段階的に調整されます。

なお、年度の途中で65歳になられた方や、都城市へ転入された方については、月割りで計算されます。

所得段階	対 象 者		算定式	保険料 (年額)
	住民税 課税状況	前年の収入・所得等		
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80.9万円以下の方	基準額× 0.285	21,200 円
第2段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	基準額× 0.485	36,080 円
第3段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が120万円を超える方	基準額× 0.685	50,960 円
第4段階	本人が市民 税非課税 で、世帯内 に市民税課 税者がいる 場合	○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80.9万円以下の方	基準額× 0.9	66,960 円
第5段階		○本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得額を除く）の合計が80.9万円超の方	基準額	74,400 円
第6段階	本人が市 民税課税	○本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.25	93,000 円
第7段階		○本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額× 1.35	100,440 円
第8段階		○本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額× 1.55	115,320 円
第9段階		○本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額× 1.70	126,480 円
第10段階		○本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額× 1.90	141,360 円
第11段階		○本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額× 2.10	156,240 円
第12段階		○本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額× 2.30	171,120 円
第13段階		○本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額× 2.40	178,560 円

【合計所得金額】「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、ただし、介護保険料所得段階第1～第5段階で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を控除した金額を用います（控除後の額が0円を下回る場合は0円）。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

【老齢福祉年金】明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正15年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たす方が受けている年金です。

③65 歳以上の方の保険料の納め方

介護保険料は市民税の課税状況が確定したあとの 7 月に決定し、通知書を送付します。

納め方は受給している年金額によって 2 通りに分かります。

※受給している年金とは老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象になりません。

年金が年額 18 万円以上の方

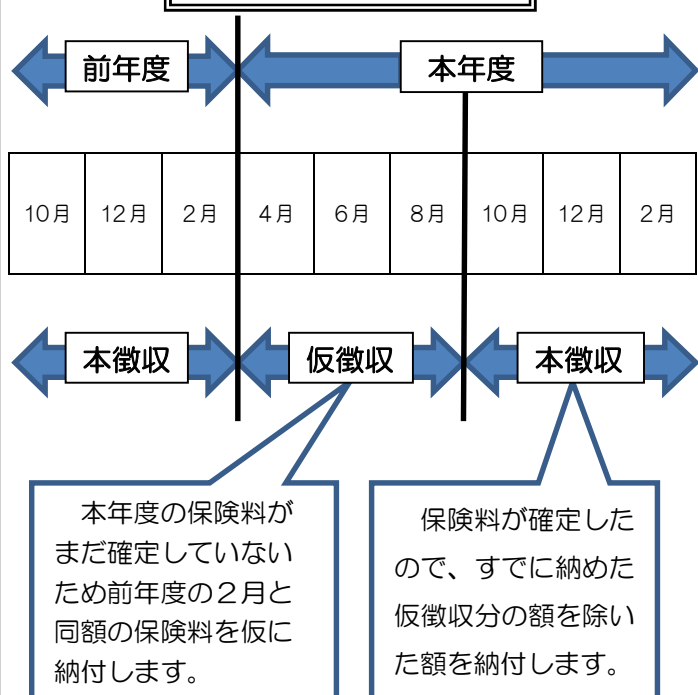
特別徴収

年 6 回ある年金の定期支払いの際にその受給額から介護保険料があらかじめ差引かれます。

前年度から継続して特別徴収の方は、4・6・8 月は前年度 2 月分と同額の保険料を納付します。（仮徴収）

10・12・2 月は 6 月以降に確定する前年の所得などをもとに本年度の保険料を算出し、そこから仮徴収分の保険料を除いて調整された全額を納付します。（本徴収）

特別徴収の納付の仕方



年金が年額 18 万円未満の方

普通徴収

保険料の年額を 8 回（期）に分けて個別に納めます。

都城市が送付する納付書で、納期限内に金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、都城市役所、各総合支所、各地区市民センター等で納付します。

口座振替が便利です！

口座振替は、納付書、通帳、届出印を用意し、インターネットまたは金融機関の窓口でお申し込みください。※インターネットは届出印不要。

口座振替の開始は申込日によって、当月、翌月または翌々月になります。

特別徴収が開始となった場合は、口座振替の申し込みをしても特別徴収が優先されます。

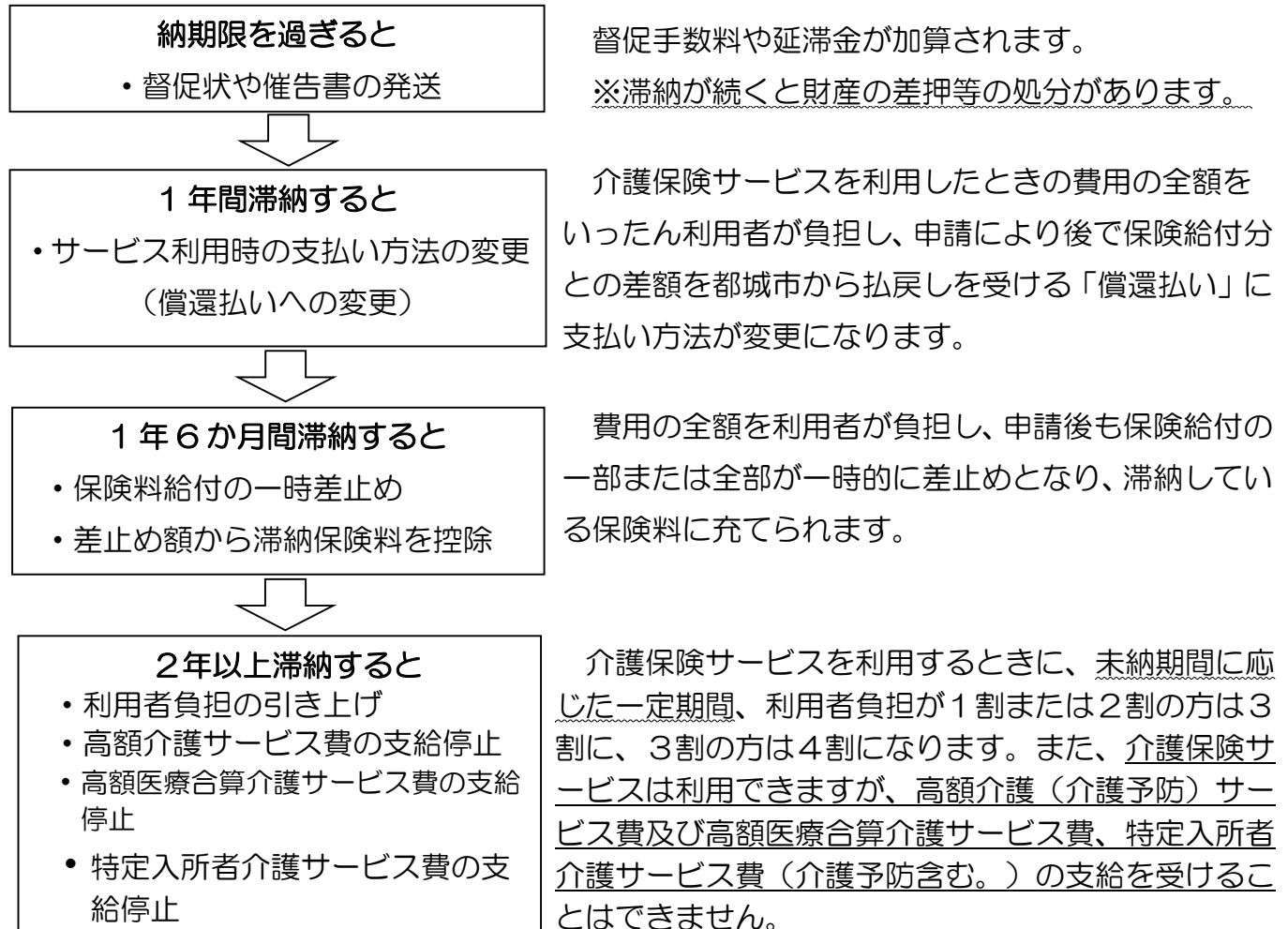
年金が 18 万円以上でも次の場合には納付書でのお支払いとなります。

- ・年度途中で 65 歳になった。
- ・年度途中で老齢年金（退職）年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった。
- ・年度途中で他の市町村から転入した。
- ・年度途中で保険料額が変更になった。
- ・年金が一時差止めになった。（現況届の遅れ等）
- ・年金を担保に借入れをした。

④保険料を納めないでいると・・・

介護保険では通常、費用の1割・2割または3割を負担すればさまざまな介護保険サービスを御利用いただけます。

保険料の滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、1割・2割または3割負担で御利用いただけなくなる場合がありますので、御注意ください。



介護保険料Q&A



Q 9月に65歳になり、10月に都城市から介護保険料の納付書が届いたけど、医療保険で差引かれている保険料と二重払いになるんじゃないの？

A

4月から8月（65歳になる月の前月）までの5か月分は、加入している医療保険の保険料から「介護分※」として納めます。（国民健康保険に加入している人は、年度末までの納期に振り分けられます。）

9月から3月までの7か月分は、10月（65歳になった月の翌月）から年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として直接都城市に納付書で納めますので二重払いになることはありません。

※ 国民健康保険に加入している方は、国民保険税（料）として世帯主が納めます。職場の医療保険に加入している方は、給与および賞与から徴収されますので、不安に思われる方は直接、職場に確認してください。

介護保険の仕組み

『介護を社会全体で支え合う制度です』

介護保険は、都城市が保険者として運営し、40歳以上の方が加入しています。
65歳の誕生月に介護保険被保険者証を交付しています。

65歳以上の方

【第1号被保険者】

介護や支援が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合に、介護保険サービスを利用できます。



都城市民

(介護保険加入者)

40～64歳の方

【第2号被保険者】

主に老化が原因とされる特定の病気（特定疾病）が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、介護保険サービスを利用できます。

特定疾病以外の場合は、介護保険の対象外となります。



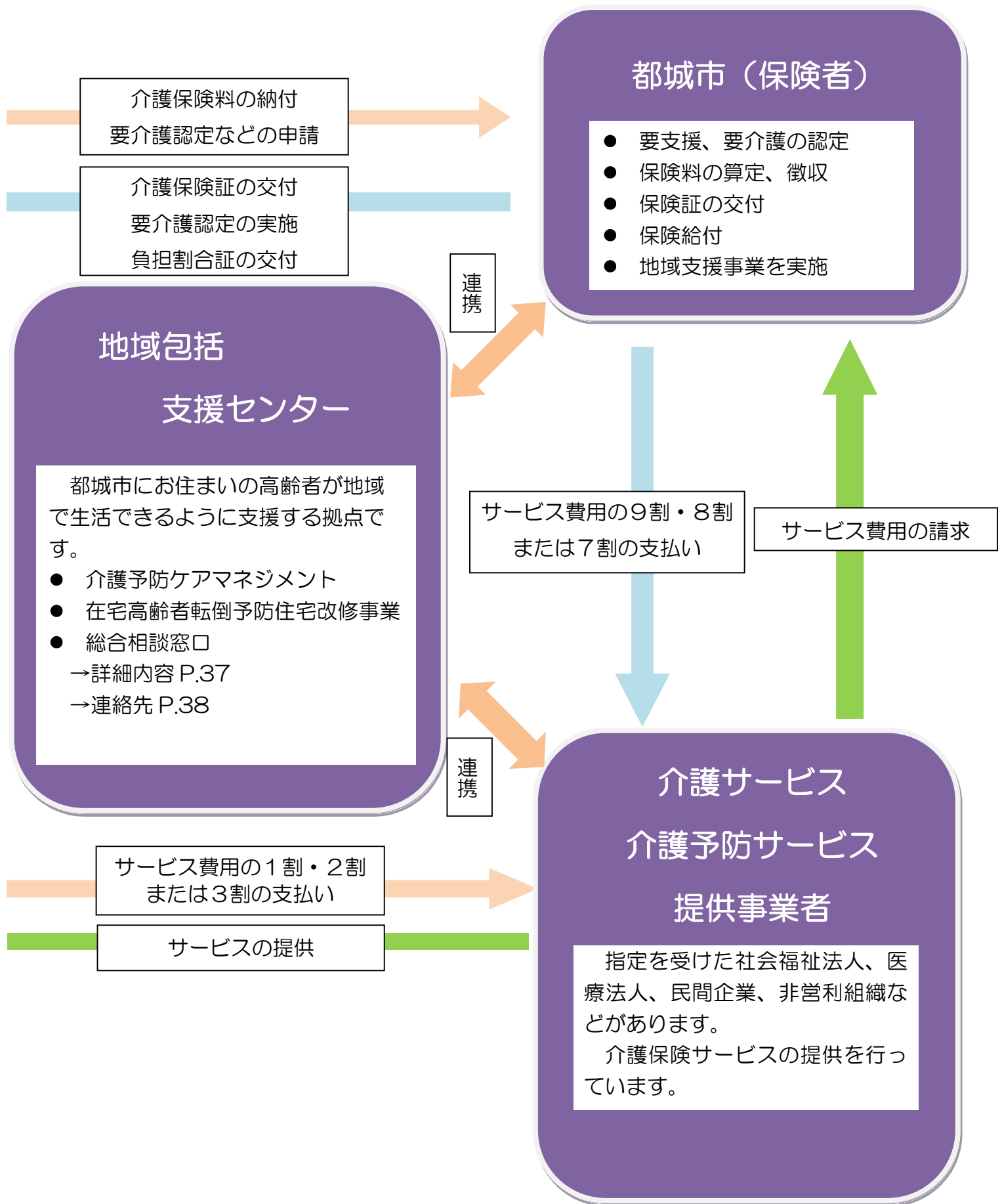
相談

支援

介護保険の特定疾病は下記の16種類に定められています。

申請する際には主治医に該当する病気があるかお問い合わせください。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 後縦靱帯骨化症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 多系統萎縮症 | ● 関節リウマチ |
| ● 初老期における認知症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 脊髄小脳変性症 | ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ● 脊柱管狭窄症 | ● 末期がん |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ● 早老症 |



申請から要介護認定まで

生活する上で何か困ることが出てきたらサービスの利用を検討しましょう。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
市役所・各総合支所に置いてあります。市のホームページからもダウンロードできます。
- 介護保険被保険者証（紛失の場合は委任状または医療保険被保険者証などの身分証）
【65歳以上の方（第1号被保険者）や、第2号被保険者で更新申請・変更申請の方】
- 医療保険被保険者証【40～64歳の方（第2号被保険者）】
- 申請者の身分証（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 個人番号のわかるもの（マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など）
- 登記事項証明の写し【成年後見人】

★相談する

介護保険課、各総合支所 地域生活課、各地域包括支援センター等で相談します。

- ・対象者の状況
- ・希望サービス
- ・在宅の有無

上記などの相談内容から、本人、家族等の意向を踏まえ、基本チェックリストを実施するか、介護認定申請を行うか判断します。



○ 基本チェックリストを実施する

基本チェックリストは、各地域包括支援センターで実施します。原則、被保険者本人が行いますが、本人が来所できない（入院中である、外出に支障がある等）場合は、家族等の聞き取りで実施することができます。

☆基本チェックリストとは？

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で利用できます。

また、要介護認定で非該当（自立）と判定された方でも実施することができます。

○ 申請する

申請の窓口は介護保険課、各総合支所 地域生活課です。申請は、本人のほか家族・後見人でもできます。



次のところでは申請の代行ができます。（更新申請も含まれます）

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業者
- 介護保険施設 等

※手術や入院を控えている方は病状や身体状況が変化すること考えられますので、申請する前に主治医と相談された上で申請してください。

○ 要介護認定審査

申請をすると、訪問調査と主治医意見書を基に審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護状態区分）が決まります。

①訪問調査

市の訪問調査員が自宅や施設等を訪問します。心身の状態や日中の生活、家族、居住環境等について聞き取り調査を行います。

②主治医の意見書

市より主治医に意見書の作成を依頼します。

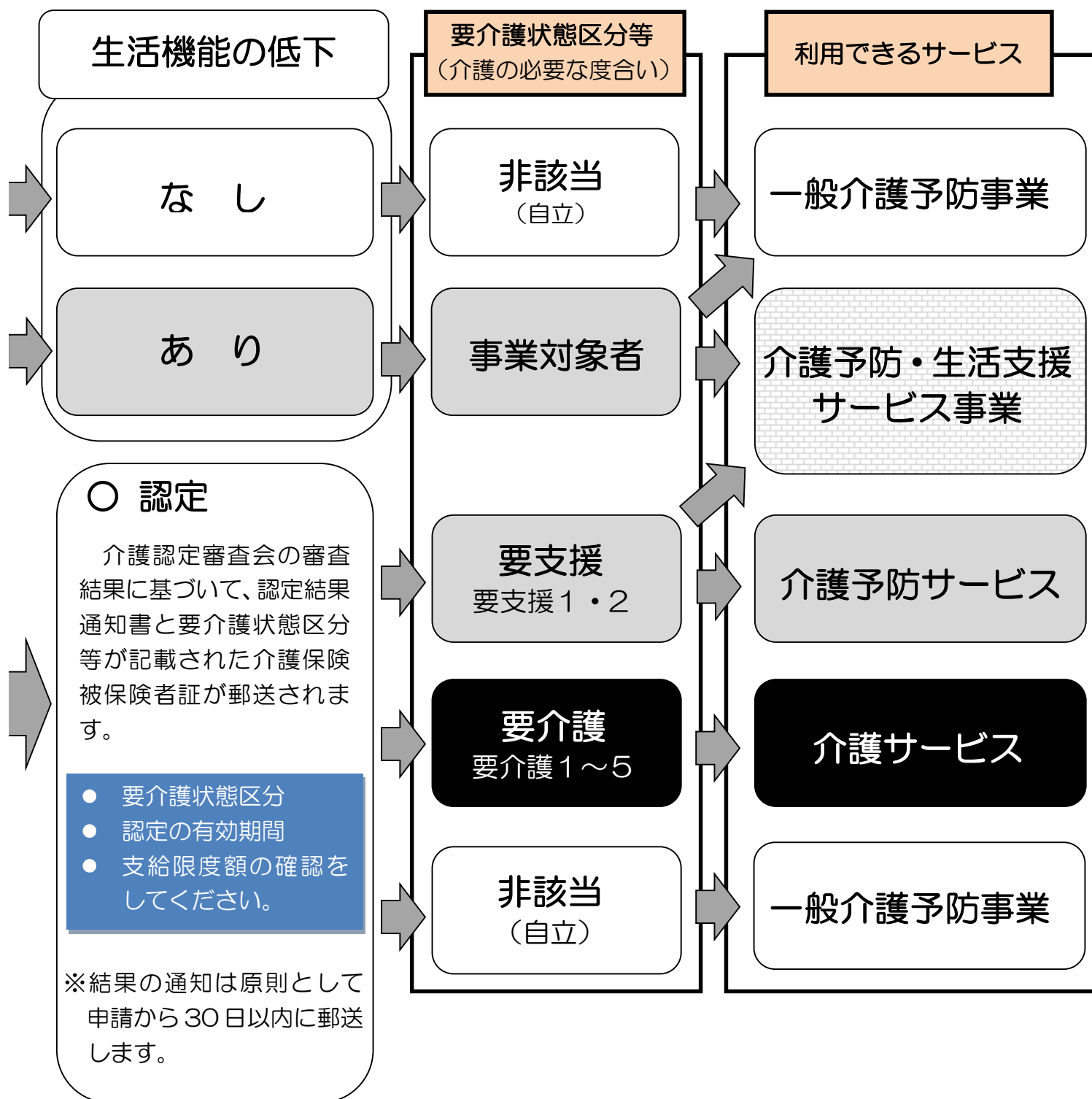
▼介護認定審査会

コンピューターによる一次判定や訪問調査の特記事項、主治医の意見書をもとに、医療、保健、福祉の専門家が審査・判定します。

【対象者】 認定の有無に関係無く、全ての高齢者が利用できます。

都城市では、「こけないからだづくり講座」を実施しています。

各地区の自治公民館等で実施されており、全ての高齢者が参加できる住民主体の集いの場となっています。詳細はP.29へ



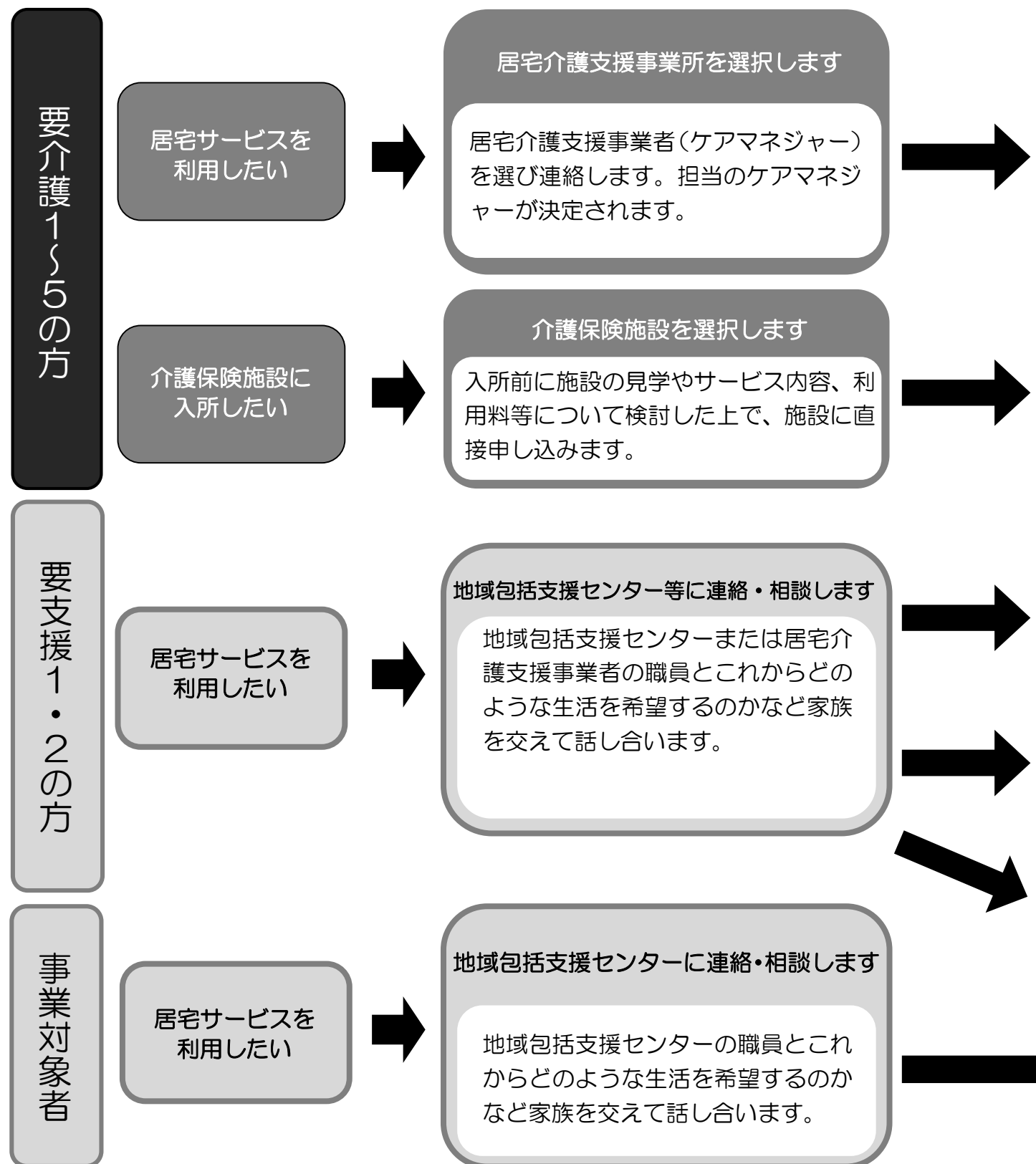
認定結果に不服がある場合には、県の「宮崎県介護保険審査会」 電話(0985) 44-2605 に審査請求ができます。【処分を知った日の翌日から3か月以内】

介護保険サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方は、居宅介護支援事業所に連絡し、ケアマネジャーに希望を伝えてケアプラン（介護サービス計画）を作成した上で介護サービスを利用します。※P11①参照

要支援1・2と認定された方、または事業対象者となった方は、地域包括支援センター等に連絡し、介護予防ケアプラン（介護サービス計画）の作成、または介護予防ケアマネジメントを実施した上で介護保険サービスを利用します。※P11①参照

ケアプランの作成、ケアマネジメントの実施、および相談に関する利用者負担はありません。なお、ケアプランは自己作成する事もできます。



介護情報サービスについて

「介護サービス情報の公表制度」を御活用ください。サービスの選択を支援する仕組みになっています。介護保険サービスや事業所・施設を検討する際に選ぶための情報を提供しています。インターネットを通じていつでもだれでも情報を取得できます。

検索キーワード：介護サービス情報公表システム 宮崎県

URL：<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

ケアプランを作成します

担当のケアマネジャーと一緒にケアプラン（介護サービス計画）を相談しながら作成します。

居宅サービスを利用します

サービス事業者と契約します。
契約にあたってはサービスの内容や料金などを確認しましょう。ケアプランに沿って居宅サービスを利用します。

ケアプランを作成します

入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作ります。

施設サービスを利用します

ケアプランに沿って介護保険の施設サービスを利用します。

【希望サービス】

「介護予防サービス」のみ利用

「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」を併用

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用

ケアプラン（介護サービス計画）を作成します

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者の職員と介護予防ケアプラン（利用するサービスの種類や量を決めた計画書）を相談しながら作成します。
※令和6年4月から介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護事業者へ依頼できるようになりました。

介護予防ケアマネジメントを実施します

地域包括支援センターの職員と介護予防ケアマネジメント（利用するサービスの種類や量を定めるもの）を相談しながら実施します。

介護予防サービス等を利用します

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたってはサービスの内容や料金などを確認しましょう。
- 介護予防ケアプラン、又は介護予防ケアマネジメントに沿って居宅サービスを利用します。

「介護予防・生活支援サービス事業」のみ利用可能

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業（以下介護保険サービス等）は、大きく「居宅サービス（自宅にいながら利用できるサービス）」と「施設サービス（介護保険施設に入所して受けるサービス）」の2つに分けられます。

上記サービスの中には、都城市被保険者のみが利用できる「地域密着型サービス」もあります。「地域密着型サービス」とは、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことが出来るように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

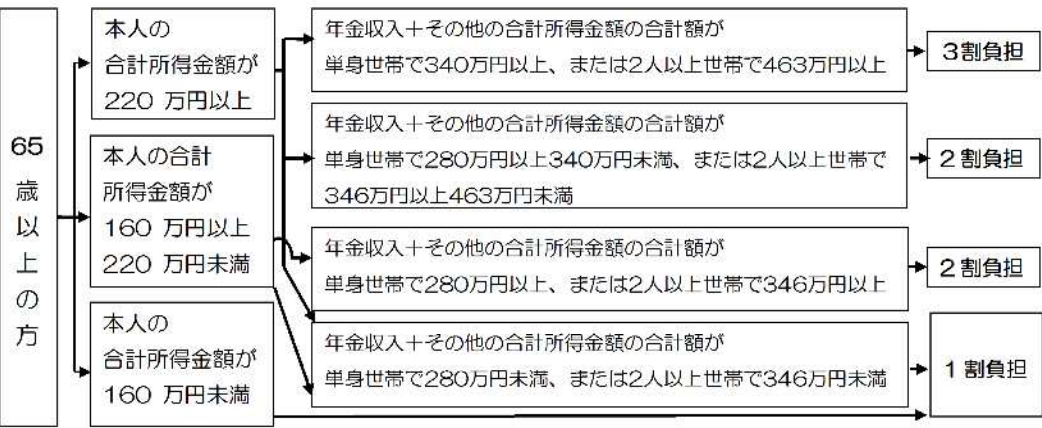
利用者負担について

利用者負担は1割、2割または3割です。要介護認定等を受けた方に負担割合を示す負担割合証が交付され、介護保険サービス等を利用する際に必要となります。

（有効期限は当該年度の8月1日から翌年度の7月31日）

P12～22の介護保険サービス等では、めやすとして利用者負担1割の費用を掲載しています。

■自己負担割合《65歳以上の利用者》



合計所得金額とは、収入金額から「必要経費に相当する金額（＊）」を差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です（土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。）＊公的年金等控除額や給与所得控除額、事業収入等（農業など）にかかる必要経費のこと

①介護の相談・ケアプラン作成

要介護 1～5	居宅介護支援	要支援 1・2	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	事業対象者	介護予防 ケアマネジメント
指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。	地域包括支援センター等の職員などに介護予防ケアプランを作成してもらいます。	地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアマネジメントを実施してもらいます。			

安心してサービスを利用できるように支援してもらいます。
ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

②自宅に訪問してもらう

要介護
1～5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

居宅サービス

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けられます。

【身体介護の例】

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

【生活援助の例】

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

利用者負担（1割）のめやす（1回）

身体介護	20分以上 30分未満	244円
中心	30分以上 1時間未満	387円
生活援助	20分以上 45分未満	179円
中心	45分以上	220円
通院等乗降介助（1回）		97円

※早朝・深夜・夜間などは割増料金がかかります。

要支援
1・2

事業
対象者

指定相当訪問型サービス

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、調理や掃除などを利用者と一緒に行うなど、利用者ができることが増えるような支援が受けられます

利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回を超える利用※	3,727円

※要支援2と事業対象者のみ

以下のサービスは、介護保険の対象外です！

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象とはなりません。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 来客の対応
- 草むしり・花の手入れ
- 模様替え
- 洗車 など

要支援
1・2

事業
対象者

生活おたすけサービス事業

居宅サービス

高齢者が自立した生活を継続し、要介護状態になることを防止するため、簡単な日常生活上の援助が受けられます。援助員の養成講座を受講した、住民ボランティアが訪問し行います。

- 援助内容…食事の支度、衣類の洗濯、住居内の掃除及び整理整頓、ゴミ出し、生活必需品の買物、関係機関等との連絡について、1日2時間を限度とし、月に10時間の範囲内で利用できます。
- 費用…援助員1人の派遣に対して、1時間あたり200円

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

居宅サービス

自宅に浴槽を運び、入浴の介助を受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1回）

要介護 1～5	1,266円
要支援 1・2	856円

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護（介護予防訪問看護）

居宅サービス

看護師などに自宅を訪問してもらい、症状の観察や療養上のお世話を受けられます。

利用者負担（1割）のめやす

（1回）

要介護 1～5	病院・診療所 から	30分未満	399円
		30分以上 1時間未満	574円
	訪問看護ステーションから	30分未満	471円
		30分以上 1時間未満	823円

※早朝・深夜・夜間などは割増料金がかかります。

利用者負担（1割）のめやす

（1回）

要支援 1・2	病院・診療所 から	30分未満	382円
		30分以上 1時間未満	553円
	訪問看護ステーションから	30分未満	451円
		30分以上 1時間未満	794円

※早朝・深夜・夜間などは割増料金がかかります。

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）

居宅サービス

リハビリの専門職に自宅を訪問してもらい、リハビリを受けられます。

利用者負担（1割）のめやす

1回	308円
----	------

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導）

居宅サービス

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに自宅を訪問してもらい、薬の飲み方、口腔ケアなど療養上の管理や指導を受けられます。

利用者負担（1割）のめやす

医師の場合（月2回まで）	515円
歯科医師の場合（月2回まで）	517円
医療機関の薬剤師の場合（月2回まで）	566円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円

要支援
1・2

事業
対象者

訪問型短期集中予防サービス

居宅サービス

専門職の指導の下、3か月間で栄養状態や口腔機能を改善するサービスが受けられます。

サービスの種類	栄養プログラム（月1回）	口腔プログラム（月1回）
内容	管理栄養士等が減塩や低栄養の予防など、食生活上の指導を行います。	歯科衛生士がお口のケアやトレーニングの方法を指導します。
費用	利用者負担なし	

③サービス事業所に通う

要介護
1～5

要支援
1・2

事業
対象者

居宅サービス

通所介護【デイサービス】（指定相当通所型サービス）

通所介護事業所で、食事・入浴などの支援や機能訓練が日帰りで受けられます。

指定相当通所型サービスでは、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

基本サービスに加えて

通所介護のメニューは以下のものがあります。利用するメニューにより別に費用が加算されます。

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、そしゃく・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【通常規模の事業所】

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

利用者負担（1割）のめやす（1か月あたり）

要支援 1・事業対象者	1,798 円
要支援 2・事業対象者	3,621 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

要介護
1～5

地域密着型通所介護【デイサービス】

居宅サービス

地域密着型サービス

定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所で、食事・入浴などの支援や機能訓練が日帰りで受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753 円
要介護 2	890 円
要介護 3	1,032 円
要介護 4	1,172 円
要介護 5	1,312 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

※ サービスの内容は、通所介護【デイサービス】と同じです

要支援
1・2

事業
対象者

元気アップデイサービス事業

居宅サービス

指定した通所事業所等において、機能訓練及び調理や掃除、洗濯といった生活機能向上のためのトレーニングが受けられます。

●利用回数…週2回まで

●費用…1回の利用につき、400円 ※食費・日常生活費は別途負担となります。

要介護
1～5

要支援
1・2

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

居宅サービス

地域密着型サービス

認知症の方が、食事・入浴などの支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

利用者負担(1割)のめやす(1日あたり)

【7～8時間未満の利用の場合】

要支援 1	861 円
要支援 2	961 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

利用者負担(1割)のめやす(1日あたり)

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	994 円
要介護 2	1,102 円
要介護 3	1,210 円
要介護 4	1,319 円
要介護 5	1,427 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

要介護
1～5

要支援
1・2

通所リハビリテーション【デイケア】 (介護予防通所リハビリテーション)

居宅サービス

介護老人保健施設や病院・診療所で日帰りの機能訓練などが受けられます。

介護予防通所リハビリテーションでは、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などがあります。

基本サービスに加えて

通所リハビリのメニューは以下のものがあります。利用するメニューにより別に費用が加算されます。

●個々の状態に応じた機能訓練

(個別機能訓練)

●食事に関する指導など(栄養改善)

●口の中の手入れ方法や、そしゃく・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

利用者負担(1割)のめやす(1日あたり)

【通常規模の事業所】

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762 円
要介護 2	903 円
要介護 3	1,046 円
要介護 4	1,215 円
要介護 5	1,379 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

利用者負担(1割)のめやす(1か月あたり)

要支援 1	2,268 円
要支援 2	4,228 円

※食費・日常生活費は別途負担となります。

要支援
1・2

事業
対象者

通所型短期集中予防サービス事業

居宅サービス

理学療法士または作業療法士の指導の下、3か月間で歩行や入浴、掃除や買物など、日常生活に必要な動作を改善するための運動機能訓練が受けられます。

●利用回数…週2回程度 ※3か月間で最大24回まで

●費用…利用者負担なし ※食費・日常生活費は別途負担となります。

④通い・訪問・宿泊を組み合わせる

要介護
1～5

要支援
1・2

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

居宅サービス

地域密着型サービス

利用者の状況に応じて、事業所への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、事業所に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

利用者負担(1割)のめやす(1か月あたり)

要介護 1	10,458 円
要介護 2	15,370 円
要介護 3	22,359 円
要介護 4	24,677 円
要介護 5	27,209 円

利用者負担(1割)のめやす(1か月あたり)

要支援 1	3,450 円
要支援 2	6,972 円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

特徴

- 「通い」「訪問」「泊まり」どのサービスを利用しても、いつも顔なじみの職員がケアを行います。
- 少人数登録制のため、家庭的な雰囲気の中で他の利用者・職員と楽しく過ごすことができます。
- 月額定額制です。
- 24時間年中無休なので、いざというときにも対応可能です。



⑤短期間施設に宿泊する

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)

居宅サービス

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの支援や機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	451 円	446 円	529 円
要支援 2	561 円	555 円	656 円

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	603 円	603 円	704 円
要介護 2	672 円	672 円	772 円
要介護 3	745 円	745 円	847 円
要介護 4	815 円	815 円	918 円
要介護 5	884 円	884 円	987 円

要介護
1～5

要支援
1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)

居宅サービス

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや支援、機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577 円	610 円	621 円
要支援 2	721 円	768 円	782 円

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	752 円	827 円	833 円
要介護 2	799 円	876 円	879 円
要介護 3	861 円	939 円	943 円
要介護 4	914 円	991 円	997 円
要介護 5	966 円	1,045 円	1,049 円

※短期入所生活介護・短期入所療養介護ともに、

- ・費用は、種類やサービスに応じて異なります。
- ・食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ・連続した利用が 30 日を超えた場合、31 日目からは全額利用者負担となります。
- ・要介護認定の有効期間の半数を超えないように利用してください。

【居室の違い】

- 従来型個室：共同生活室（リビング）を併設していない個室
- 多床室：定員 2 名以上の個室でない居室
- ユニット型個室およびユニット型個室的多床室：共同生活室（リビング）を併設している個室

⑥生活の場を自宅から移して利用する

要介護
1～5

要支援
1・2

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定入居者生活介護)

居宅サービス

介護付き有料老人ホームなどに入居している方が食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受けることができます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【包括型（一般型）の場合】

要支援 1	183 円
要支援 2	313 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【包括型（一般型）の場合】

要介護 1	542 円
要介護 2	609 円
要介護 3	679 円
要介護 4	744 円
要介護 5	813 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

要介護
1～5

要支援
2

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

居宅サービス

地域密着型サービス

認知症の方が共同で生活しながら、食事・入浴などの支援、機能訓練が受けられます。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）
【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749 円
-------	-------

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援 1 の方は利用できません。

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

【2ユニットの事業所の場合】

要介護 1	753 円
要介護 2	788 円
要介護 3	812 円
要介護 4	828 円
要介護 5	845 円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

⑦介護保険施設に入所する

【入所基準】

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とともに、入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

要介護
3～5

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

施設サービス

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練、健康管理及び療養上のお世話などが受けられます。

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	589円	573円	670円
要介護2	659円	641円	740円
要介護3	732円	712円	815円
要介護4	802円	780円	886円
要介護5	871円	847円	955円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

要介護
3～5

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【地域密着型特別養護老人ホーム】

施設サービス

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

地域密着型サービス

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの支援や健康管理および療養上のお世話などが受けられます。

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	682円
要介護2	753円
要介護3	828円
要介護4	901円
要介護5	971円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

要介護
1～5

介護老人保健施設

施設サービス

利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理の下で、支援や看護、リハビリを受けて、家庭への復帰を目指します。

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	717円	793円	802円
要介護2	763円	843円	848円
要介護3	828円	908円	913円
要介護4	883円	961円	968円
要介護5	932円	1,012円	1,018円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理の下における支援及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などが受けられます。

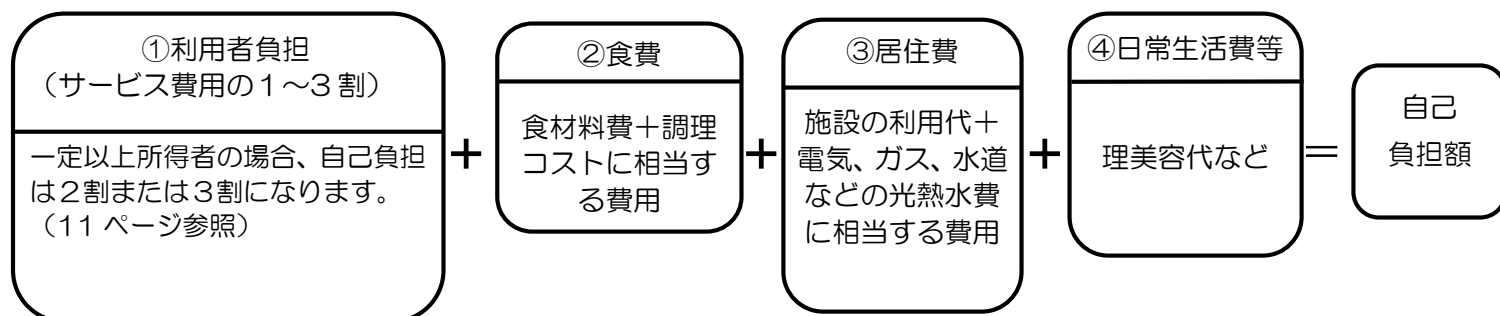
利用者負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護 1	721 円	833 円	850 円
要介護 2	832 円	943 円	960 円
要介護 3	1,070 円	1,182 円	1,199 円
要介護 4	1,172 円	1,283 円	1,300 円
要介護 5	1,263 円	1,375 円	1,392 円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要支援の方は利用できません。

入所にかかる費用の目安

施設サービスを利用した場合の自己負担額は、①利用者負担（サービス費用の1～3割）、②食費、③居住費、④日常生活費等の合計となります。



※食費、居住費、日常生活費等については、施設と利用者の契約により決まります。
※低所得の方が施設を利用したときは、居住費・食費が軽減されます。(24 ページ参照)

《 1 か月（30日）の自己負担額の目安 》

例 1：要介護3の方が介護老人福祉施設に入所し、ユニット型個室を利用

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{利用者負担} & \text{食費} & \text{居住費} \\ 815 \text{ 円} & + & 1,445 \text{ 円} & + & 2,006 \text{ 円} \end{array} \right) \times 30 \text{ 日} = \text{合計額 } 127,980 \text{ 円} + \text{日常生活費等}$$

例 2：要介護3の方が介護老人保健施設に入所し、多床室を利用

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{利用者負担} & \text{食費} & \text{居住費} \\ 908 \text{ 円} & + & 1,445 \text{ 円} & + & 377 \text{ 円} \end{array} \right) \times 30 \text{ 日} = \text{合計額 } 81,900 \text{ 円} + \text{日常生活費等}$$

例 3：要介護3の方が介護医療院に入所し、従来型個室を利用

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{利用者負担} & \text{食費} & \text{居住費} \\ 1,070 \text{ 円} & + & 1,445 \text{ 円} & + & 1,668 \text{ 円} \end{array} \right) \times 30 \text{ 日} = \text{合計額 } 125,400 \text{ 円} + \text{日常生活費等}$$

⑧福祉用具を使う

要介護
1～5

要支援
1・2

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)



居宅サービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りることができます。

利用者は利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

●利用できます ▲尿のみを吸引するものは利用できます ✕原則として利用できません

対象となる福祉用具 ★の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり（工事を伴わないもの）	●	●	●
スロープ（工事を伴わないもの）★			
歩行器★			
歩行補助杖（T字杖は除く）★			
特殊寝台および付属品	✕	●	●
床ずれ防止用具			
体位変換器			
車いすおよび付属品（電動車いす含む）			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
認知症老人徘徊検知器			
自動排泄処理装置	▲	▲	●

※事業者によって対象品目や費用は異なります

※★の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（車輪・キャスターの無いもの）、単点杖（T字杖・松葉杖は除く）、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。 **令和6年4月から**

※✕に該当する方でも、医師の所見等により必要と認められた場合は、例外的に貸与することができます。（例外給付制度）詳しくは、担当のケアマネジャーにご相談ください。

要介護
1～5

要支援
1・2

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)



居宅サービス

対象の福祉用具について、購入金額の1～3割の自己負担で購入することができます。

対象となる福祉用具

- ・ポータブルトイレなどの腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴いすなどの入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排泄予測支援機器

福祉用具貸与対象用具のうち、下記は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

令和6年4月から

- ・固定用スロープ
- ・歩行器（車輪・キャスターの無いもの）
- ・単点杖（T字杖・松葉杖は除く）・多点杖

※指定事業者での購入のみが対象となります。

※同一年度で購入できるのは合計10万円までです。原則、再購入はできません。

⑨住宅を改修する

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅介護住宅改修
(介護予防住宅改修)

居宅サービス

要介護者等が、自宅に手すりを取り付ける等の住宅改修を行おうとすると、利用者の負担割合に応じた金額で住宅を改修することができます

事前に市の審査が必要です。必ず担当のケアマネジャーと施工業者、家族とで話し合い、工事の計画を立ててください。

対象となる工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他①～⑤の各工事に付帯して必要となる工事

※ 対象となる住宅改修費は20万円までです。要介護度が著しく重くなった場合や転居して住所が変わった場合は、再度支給を受けることができます。

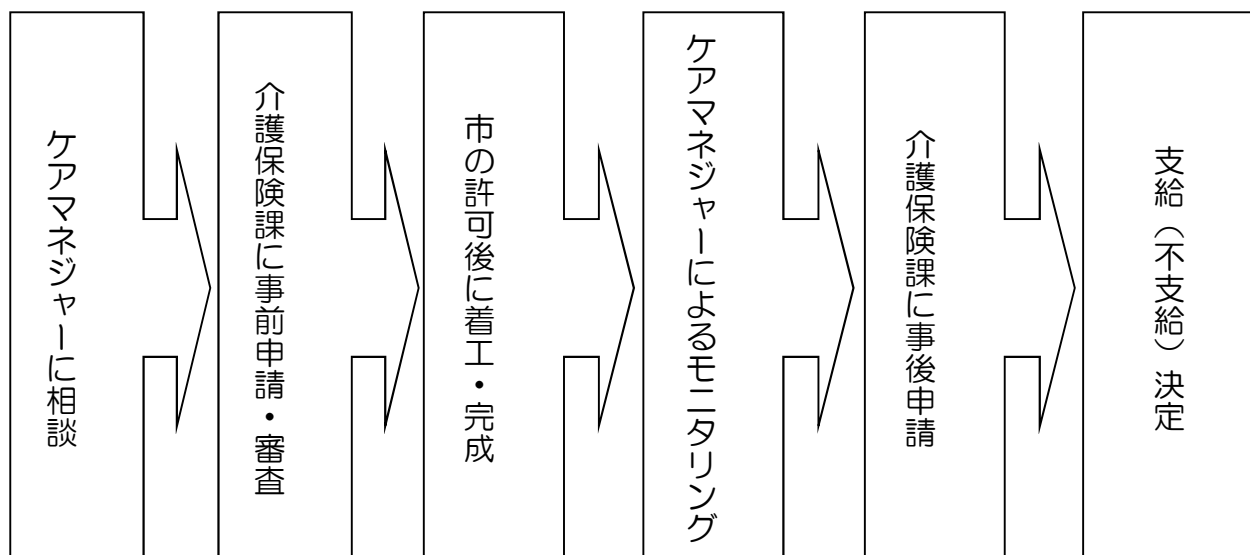
※ 1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※ 対象者の負担割合に応じた金額が利用者負担です。

※ 対象となるのは日常生活に必要な最低限の改修のみとなります。

趣味やリハビリを目的とした工事、リフォームやバリアフリーにする工事、破損や老朽化した箇所を新しくする工事は支給対象外です。

手続きの流れ



費用の支払いと負担の軽減

介護保険サービス等を利用した場合、利用者負担は原則として介護保険サービス等にかかった費用の 1 割（一定以上所得者は 2 割または 3 割） です。残りの 9 割（8 割または 7 割）は介護保険からサービス提供事業者を支払われます。また介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

ただし、1 か月の利用料が高額になった方や、所得の低い方については、別に負担の軽減措置が設けられています。

●居宅サービスの 1 か月の利用限度額

居宅サービスを利用する場合は、1 か月に 1 割、2 割または 3 割負担で利用できるサービスの量（利用限度額）が要介護度別に定められています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額利用者の負担になります。※施設サービスには利用限度額はありません。

1 か月あたりの利用限度額（1 割の場合を掲載）

要介護度等	利用限度額 （1 か月）	利用者負担 （1 割）	居宅サービスの利用限度額に含まれない サービス
事業対象者	5,032 単位	5,032 円	・ 居宅療養管理指導 ・ 生活おたすけサービス ・ 福祉用具購入 ・ 住宅改修 ・ 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ・ 特定施設入居者生活介護
要支援 1	5,032 単位	5,032 円	
要支援 2	10,531 単位	10,531 円	
要介護 1	16,765 単位	16,765 円	
要介護 2	19,705 単位	19,705 円	
要介護 3	27,048 単位	27,048 円	
要介護 4	30,938 単位	30,938 円	
要介護 5	36,217 単位	36,217 円	

※ 1 単位＝10 円です。

●介護保険施設を利用したときの費用

介護保険施設利用の場合は、費用の 1 割、2 割または 3 割負担のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活費の負担も必要になります。

通所系サービス	サービス費用の 1 割、2 割または 3 割 + 食費 + 日常生活費
ショートステイ	サービス費用の 1 割、2 割または 3 割 + 滞在費 + 食費 + 日常生活費
施設サービス	サービス費用の 1 割、2 割または 3 割 + 居住費 + 食費 + 日常生活費

※ 所得の低い方への負担軽減があります。（次のページ参照）

●所得の低い方への居住費（滞在費）・食費の負担軽減
（負担限度額認定）

- ショートステイ・施設サービス利用の方の居住費（滞在費）・食費については基準額が定められていますが、所得の低い方に対しては、所得に応じた利用者負担上限（限度額）が設けられています。上限を超えた分は介護保険から施設に支払われます。
- ※ 負担軽減を受けるには、市への「介護保険負担限度額認定」の申請が必要です。（毎年度更新）
 - ※ 通所系サービス利用者における食事負担は対象になりません。

負担軽減の対象となるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ◎ 世帯全員が住民税非課税であること。
※配偶者（内縁関係含む）については、別世帯であっても住民税非課税であること。
- ◎ 預貯金等が基準額以下であること。

【基準額】

（単身）	第2段階：	650万円	第3段階①：	550万円	第3段階②：	500万円
（夫婦）	第2段階：	1,650万円	第3段階①：	1,550万円	第3段階②：	1,500万円

※申請の際「本人（または夫婦・内縁者）のすべての通帳類（預金通帳、定期預金、投資信託・有価証券の口座残高）の写し」を提出していただきます。

居住費（滞在費）・食費の利用者負担限度額（日額）

利用者負担段階			居住費（滞在費）						食費		
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室（※2）		多床室（※2）		施設 サービス	短期入所 サービス	
					老健等	特養等	老健等	特養等			
基準額（※1） 負担限度額対象外の方			2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円	1,445円		
第1段階	生活保護受給者		880円	550円	550円	380円	0円		300円		
	世帯 全員が 住民 税非 課税	老齢福祉年金受給者									
第2段階 （※3）		年金収入額＋ その他の合計所得金額が 80万円以下の方		880円	550円	550円	480円	430円		390円	600円
第3段階-① （※3）		年金収入額＋ その他の合計所得金額が 80万超～120万円の方		1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円		650円	1,000円
第3段階-②		年金収入額＋ その他の合計所得金額が 120万円超の方		1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円		1,360円	1,300円

- ※1 住民税課税世帯の場合は、負担軽減の対象外ですが、一定の要件を満たし申請により認められた方は、利用者負担第3段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。詳しくは介護保険課給付担当にお問い合わせください。
- ※2 老健等…介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護
特養等…特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、短期入所生活介護
- ※3 利用者負担段階「第2段階」及び「第3段階-①」の所得金額の要件中の金額「80万円」は、令和7年8月から、「80.9万円」に変更予定です。

●介護保険の利用者負担が高額になったとき （高額介護（予防）サービス費）の支給）

同じ月に受けた介護保険サービスの利用者負担（1割、2割または3割）の合計額が、下表の上限額を超えた場合には、超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

- ・支給を受けるには、市への申請が必要です。該当の方には、市から「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」が送られてきますので、その後に申請してください。
- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

利用者負担の上限額（月額）

※令和3年8月から

区 分	上限額 (世帯合計)
・課税所得 690 万円以上の世帯（年収約 1,160 万円以上）	140,100円
・課税所得 380 万円以上 690 万円未満の世帯 （年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満）	93,000円
・課税所得 145 万円以上 380 万円未満の世帯 （年収約 383 万円以上約 770 万円未満）	44,400円
・住民税課税世帯（一般世帯）	44,400円
・住民税非課税世帯	24,600円
・【令和7年7月まで】前年の合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・【令和7年8月から（予定）】前年の合計所得金額※及び課税年金収入額の合計が80.9万円以下の人 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	15,000円 (個人)

合計所得金額とは、収入金額から「必要経費に相当する金額（＊）」を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です（土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。）

＊公的年金等控除額や給与所得控除額、事業収入等（農業など）にかかる必要経費のこと

◎このような費用は対象になりません。

- 福祉用具購入費の利用者負担分
- 住宅改修費の利用者負担分
- 支給限度額を超える利用者負担分
- 居住費（滞在費）・食費・日常生活費

●生計が困難な方への社会福祉法人が提供するサービスの利用者負担軽減 (社会福祉法人等利用者負担軽減制度)

低所得で生計が困難な方および生活保護受給者の方に対しては、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減する制度があります。

- ※ 軽減対象施設を利用している場合に軽減を受けることができます。
- ※ 軽減を受けるには、市へ「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」を提出する必要があります。
- ※ 施設サービスに伴う食費・居住費（滞在費）の軽減を受ける場合、負担限度額認定を受けていることが必要です。

対象者	・生活保護受給者 ・住民税世帯非課税で以下の要件をすべて満たす方のうち、生計が困難であると市が認めた方 ① 年間収入が単身世帯で 150 万円以下であること (世帯員が一人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること) ② 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円以下であること (世帯員が一人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること) ③ 世帯で日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	
サービス	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 通所介護 認知症対応型通所介護	短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス
費用	上記介護保険サービスにかかる利用者負担額（介護費）・居住費（滞在費）・食費	

※申請状況の調査のため、申請から決定まで1カ月から1カ月半のお時間をいただきます。

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき (高額医療・高額介護合算療養費の支給)

世帯内で1年間(8月1日～翌7月31日)の介護保険と医療保険の自己負担合計額が下表の上限額を超えた場合、申請により、その超えた分が支給されます。

医療と介護の自己負担の合算後の上限額(年額) (平成30年8月～)

所得区分	70歳未満の方が含まれる世帯	70歳以上の方だけの世帯
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上、課税所得690万円以上)	212万円	212万円
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上 79万円以下、課税所得380万円以上)	141万円	141万円
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額28万円以上 50万円以下、課税所得145万円以上)	67万円	67万円
一般(標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	60万円	56万円
住民税非課税世帯(低所得Ⅱ)	34万円	31万円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ 所得が一定以下)		19万円

第三者行為求償

○第三者行為求償とは？

交通事故など、第三者(他人)の行為による傷病で、介護サービスを受ける状態になった場合、介護保険で一時的に立て替えて、後日、加害者に介護サービス費用を請求する制度です。

第三者行為による交通事故などで、介護保険のサービスを受けるときは、市へ届出が必要です。「第三者行為による傷病届」を提出してください。

なお、本市では交通事故による当該事務を宮崎県国民保険団体連合会に委託しております。

こんな時は対象になりません

- ◆勤務中や、通勤途中での事故(労災)
- ◆不法行為(飲酒運転など)による事故

保健福祉事業

●介護認定を受けておらず、要介護状態になることを予防する事業

在宅高齢者転倒予防住宅改修事業

在宅生活支援

要介護認定を受けていない方の、生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがあると認められる高齢者が、自宅に手すりや踏み台、スロープを設置した場合、その費用の一部について助成します。設置工事は、専門知識を持ち、市に登録された施工業者が行います。

●対象者…次の①～④の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所を有する 65 歳以上の在宅高齢者
- ②要介護・要支援認定を受けておらず、当面認定を受ける予定のない人
ただし、以前認定を受けていた人については、認定期間中に介護保険の住宅改修を行っていない人
- ③介護保険料や市税を滞納していない人
- ④身体的理由により住宅改修の必要性が認められる人

●対象住宅…対象者の住民票上の住宅

●改修内容

1 手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等、日常生活の動線上における手すりの取付け
2 踏み台・階段の設置	玄関や勝手口等、住宅の出入り口における段差を解消するための踏み台及び階段の設置
3 スロープの設置	居宅、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するためのスロープの設置

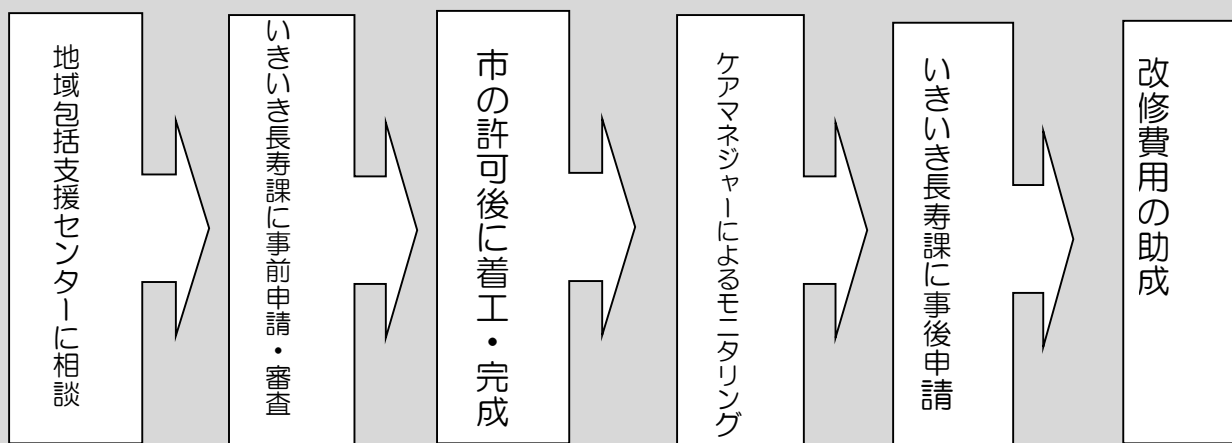
※対象となるのは日常生活に必要な最低限の改修のみです。

趣味やリハビリを目的とした工事、リフォームやバリアフリーにする工事、破損や老朽化した箇所を新しくする工事は対象外です。

●助成金額…改修に要した費用（上限7万円まで）の9割を助成する。

※対象費用の累計が7万円を超えない範囲であれば複数回の申請もできます。

手続きの流れ



地域支援事業

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

総合事業とは？

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

指定相当訪問型サービス
生活おたすけサービス事業
訪問型短期集中予防サービス事業

●通所型サービス

指定相当通所型サービス
元気アップデイサービス事業
通所型短期集中予防サービス事業

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

一般介護予防事業

●健康相談・健康教育

●こけないからだづくり講座

対象者

- ・65歳以上のすべての市民
- ・講座支援・地域づくりのための活動に関わる方

① 介護状態にならないための取組み（一般介護予防事業）

健康相談・健康教育

高齢者クラブ等の地域団体から依頼のあった内容に応じて、講話や実技を行います。

●対象者 …65歳以上の市民が10名以上参加する団体

●申込条件…年度中1回程度。スポーツ保険や傷害保険への加入は、団体または各個人にて済ませておくこと。

※総合事業以外の介護予防事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

フレイル対策の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を一体的実施する事業も行います。

こけないからだづくり講座

自治公民館など、身近な場所で住民主体による週1回以上の筋力体操を行うことにより、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で生活できるように支援します。

●対象者…65歳以上の市民、講座支援や地域づくりに関わる方どなたでも

●会 場…自治公民館など

●内 容…・椅子に座って行う筋力体操

・6か月～1年ごとの体力測定

・健康教育（骨盤底筋群体操、口腔体操、栄養指導、脳トレ、認知症サポーター養成講座、成年後見制度についてなど）



●開始の流れ

① いきいき長寿課または地域包括支援センターへ相談

② 地域で住民説明会の開催

③ 開始の決定 実施するかしないか住民の皆さまで決定していただきます。

④ 1か月間の体操指導・体力測定

●参加方法

・いきいき長寿課または地域包括支援センターへお問い合わせください。実施している自治公民館等を御紹介します。

・スポーツ保険や傷害保険は、団体または各個人で加入していただきます。

●効果など

【平成30年度までの参加者の体力測定結果や医療費を分析した結果】

・3年間の事業及び健康意識の差により削減できた医療費は、参加頻度の高い人でおおよそ3～6万円/人、総計でおおよそ6千万円

・少なくとも9か月以上参加することで、10歳分若返る運動機能改善の効果がある。

・特に60代・70代の若い年代から取り組むほど改善の効果が大きい。

【その他】

・参加者からは、「楽に立ち座りができるようになった。」「毎日の生活に張りや、規則正しい時間が過ごせるようになった。」などの声があります。

・みんなで集まることで、体操の継続や引きこもりの防止、参加者の安否確認をするなど地域の見守り活動にも繋がっています。

「こけないからだづくり講座」によって元気な高齢者が急増中です。

また、参加者の創意工夫によりレクレーションや茶話会など、さまざまな活動へと発展し、「こけないからだづくり講座」を通して地域のつながりが深まっています。

健康寿命を延ばして、いつまでも元気に暮らしましょう！

●保健事業と介護予防の一体的実施

医療保険による高齢者の保健事業と介護保険による介護予防事業は、別々に実施されていましたが、高齢者の健康状態や生活機能の課題に一体的に対応するため、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいきます。

健康状態悪化の危険性の高い高齢者の保健指導を行うハイリスクアプローチと、地域の通いの場を活用してフレイル※に関する啓発を行うポピュレーションアプローチを実施します。

(1)ハイリスクアプローチ

①生活習慣病の重症化予防のための保健指導

後期高齢者健康診査の結果、高血圧や糖尿病などの生活習慣病重症化リスクがある方に、予防のための保健指導を行います。

②健康状態不明者への保健指導

健康診査や医療・介護のサービス利用がない方の健康状態把握や受診勧奨等を行います。

③重複・頻回受診等のある方への保健指導

複数の医療機関で同じ薬を処方されているなど、多くの服薬・受診がある方の健康状態の把握やお薬手帳の活用勧奨等を行います。

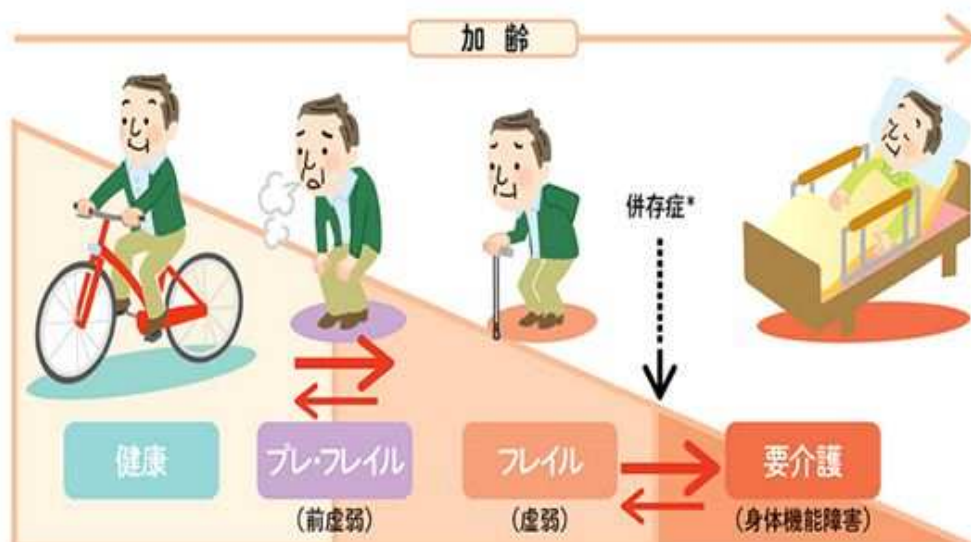
④フレイルリスクのある方への集団指導

後期高齢者健診結果等に基づき、フレイルリスクのある方に、運動や口腔、栄養面からフレイル予防の指導をします。

(2)ポピュレーションアプローチ

こけないからだづくり講座や高齢者クラブ等、高齢者が集まる通いの場を利用した、フレイル予防について啓発します。

地域でフレイル予防に携わる人材を増やしていくために、医療・介護の専門職を対象にフレイル予防アドバイザー養成研修を開催、受講者を地域の通いの場へ派遣し、フレイル予防教室を実施します。



②在宅生活支援・家族介護者支援・権利擁護など

●要介護認定がある、または同等の状態である人が利用可能な事業

介護用品給付事業

家族介護者支援

重度の要介護状態にある人を在宅で介護している家族等に対し、身体的・精神的・経済的負担の軽減並びに要介護者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品給付券を交付します。給付券は市が指定する店でおむつ等の介護用品に交換できます。

●対象者…次の①～⑥の要件をすべて満たす人（要介護者）を介護している家族

- ①介護保険法第7条第3項に規定し、介護保険の要介護認定で要介護 4・5 と判定された人、または要介護認定を受けていないが、同様の状態の人（同様の状態であるかは、申請後に市が訪問調査し判断します。）
- ②申請する月の初日と申請日に医療機関に入院又は施設に入所していない人
- ③申請月の前月に、半数以上在宅で介護していること。
- ④介護保険料を滞納していない人
- ⑤都城市に住所があり、都城市に居住している人
- ⑥所得段階 1～5 までの人

●介護用品…おむつ・尿とりパッド、介護用防水シート、ウェットティッシュ、使い捨て手袋、とろみ剤、清拭剤・ドライシャンプー

●交付方法…申請月から月額 5,000 円～7,000 円の介護用品給付券を、前期分と後期分の2回に分けて窓口で交付します。ただし、前期分を4月から9月、後期分を10月から3月の間にそれぞれ1回ずつ申請を行う必要があります。

※申請月以降の分について交付します。

※ご利用は給付券に記載された月に限られます。

●支給金額…所得段階により支給額は変わります

所得段階	要介護者	世帯	支給月額
1～3	非課税	非課税	7,000 円
4～5	非課税	課税	5,000 円

寝具類等洗濯乾燥消毒事業

在宅生活支援

身体の障がいや傷病等の理由により、本人または同居家族が寝具類の衛生管理を行うことが困難な人に対し、寝具類のクリーニングを行います。

●対象者…次の①～②のいずれかに該当する人

①在宅で生活されている 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、介護保険の要介護認定で要介護 1～5 と判定された人または要介護認定を受けていないが同様の状態の人（同様の状態であるかは、申請後に市が訪問調査し判断します。）

②身体障害者手帳 1 級または 65 歳以上で 2 級の交付を受けた人

●利用回数…対象者 1 人につき、年 2 回（広報誌等でお知らせします。）

●利用料…1 回の利用につき、400 円

家族介護慰労金支給事業

家族介護者支援

過去 1 年間、介護保険のサービスを受けなかった等の要件を満たす要介護者を、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

●対象者…申請日の 1 年前から市内に住所を有し、次の①～⑤の要件をすべて満たす要介護者と同一世帯である主たる介護者

①申請日の 1 年前から市内に住所を有し、介護保険法第 7 条第 3 項に規定している人

②介護保険の要介護認定で、要介護 4・5 と判定された人または要介護認定を受けていないが、同様の状態であると判断される人（同様の状態であるかは、申請後に市が訪問調査し判断します。）

③申請日の 1 年前から市内に引き続き居住し、かつ介護保険サービスを利用しなかった人

④要介護者と介護者が同一世帯であり、その世帯の構成員がすべて市民税非課税であること

⑤申請日までの 1 年間で、通算 8 日以上短期入所や福祉用具貸与のサービス利用がないことまたは通算 8 日以上入院をしていないこと

●支給金額…100,000 円

食の自立支援事業

在宅生活支援

調理が困難な高齢者が、在宅で安心して生活を送ることができるよう、安否確認と栄養バランスのとれた食事を提供するサービスです。

●対象者…次の①～④の要件をすべて満たす人

- ①市内に住所を有する、概ね 65 歳以上の一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみの世帯または身体障がい者であること
- ②身体虚弱のため、調理が困難な人
- ③近隣に見守りができる家族がいない人
- ④家族等、他サービスを含めて、食事の支援を受けることができない人

●利用回数…1 日につき 1 食（昼食または夕食いずれか）

●利用料…1 食あたり 450 円

食の自立支援事業のご利用は、地域包括支援センターを介して、身体状況、家族の支援状況等を把握したうえで、状況に応じた利用内容を決定します。

家庭内事故等通報事業（緊急通報機器貸与事業）

在宅生活支援

一人暮らしの高齢者の急病などの緊急時に、迅速に対応できるよう緊急通報機器の貸与を行う事業です。

緊急時に通報機器のボタンを押すことで、オペレーターが応答し、協力員への連絡や、救急車要請等の対応をします。

この事業を利用するにあたっては、協力員の登録が必要となります。

●対象者…市内に住所を有し、日常生活に常時注意を要する人で、

次の①～②のいずれかに該当する人

- ①概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者
- ②世帯全員が高齢者で、市長が特に必要と認めたもの

●負担金…月額 160 円（生活保護受給者は無料）

成年後見制度利用支援事業

権利擁護

成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障がい者、又は精神障がい者等判断能力が十分でない方の財産の管理、介護等の契約などの法律行為を、本人に代わって後見人等が行う制度です。身寄りがない等の理由で、成年後見等審判の申立てを行うことができない方については、行政による申立て手続き等の支援を行います。また、成年後見制度の広報・普及活動も実施します。

認知症サポーター養成講座

認知症施策

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター」を養成する講座です。地域、職場、学校、サークルなどの単位で、認知症サポーター養成講座をお申込みください。御希望の場所・時間に、認知症キャラバン・メイト（講師）を派遣します。

- 申 込 先…（学）都城コア学園 電話 38-4811
- 参 加 費…無料

認知症家族支援プログラム なごみ会

認知症施策

認知症の方を介護されている家族を対象に、家族支援プログラム（認知症に関する講座等）を開催し、認知症について理解を深めながら、日頃の介護に対する悩みやストレスの解消、介護者相互の交流を図ります。

- 対 象 者…認知症の方を介護されている家族、支援に携わる方等
- 実施回数…年8回程度（広報誌等でお知らせします。）
- 参 加 費…無料

都城市認知症初期集中支援チーム

認知症施策

認知症の疑いのある人が適切な医療・介護サービスを受けられるよう、専門職によるチームが訪問し支援します。

- 対 象 者…市内に住所を有し、在宅で生活する40歳以上の人で、次の①～④のいずれかに該当する人
 - ①認知症の診断を受けていない ②継続的な医療・介護サービスを受けていない
 - ③適切な介護サービスに結びついていない ④認知症の症状で対応に困っている
- 相談窓口…いきいき長寿課 または お住まいの地区の地域包括支援センター

都城市認知症高齢者等見守りシール交付事業 (どこシル伝言板)

認知症の方などが行方不明になった際に、発見者がQRコードシールをスマホ等で読み取るだけで、事前に登録された本人に対応する必要な情報をWEB伝言板上で家族と共有でき、早期の帰宅につなげるものです。



●対象者…都城市内に在宅で生活する、①～③のいずれかに該当する人

- ①65歳以上の者 ②認知症と診断された者 ③その他市長が必要と認める者

●申請者…都城市内に居住する認知症高齢者等を現に介護する介護者等のうち、次の①～④のいずれかに該当する人

- ①認知症高齢者等と同居している親族
②認知症高齢者等と別居している親族のうち、都城市内に住所を有する者
③認知症高齢者等を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員
④前①～③に掲げる者に準ずると市長が認めた者

【お問合せ・申し込み先】

都城市役所 地下1階 いきいき長寿課 介護予防担当 (電話) 23-3184

URL:<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/68/56597.html>

記事 ID:56597

認知症ケアパス

○認知症ケアパスって何？

認知症の予防から発症、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを選んでいけばいいのかをあらかじめ示すものです。

認知症の相談窓口や受けられるサービスなど、認知症になっても自分らしく生活していくための様々な情報を掲載しています。

《都城市認知症ケアパス》

配布場所

- ・いきいき長寿課
- ・各総合支所地域生活課
- ・各地区市民センター
- ・各地域包括支援センター

※都城市公式ホームページでもご覧いただけます。

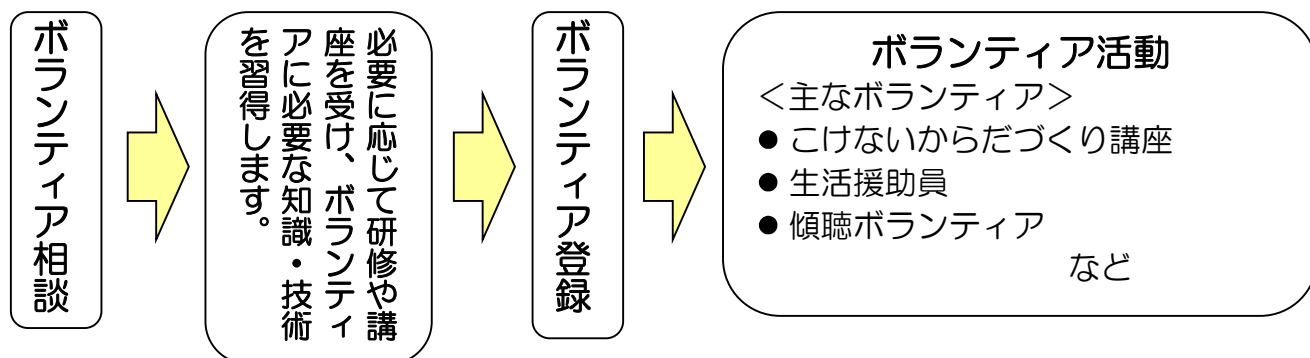
（『都城市認知症ケアパス』で検索）



ボランティアを募集しています

総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)では、専門のサービスだけでなく、住民一人ひとりの支え合いが鍵になってきます。都城市では、高齢者の介護予防や生活支援のサポーターとして活躍できる人材を随時募集しています。

<ボランティア登録の流れ>



【お問合せ先】 都城市社会福祉協議会 都城市ボランティアセンター
都城市松元町4街区17号 TEL (0986) 25-7318

想いを紡ぎ 心をつなぐ エンディングノート

都城市・三股町在宅医療・介護連携推進協議会では、都城市・三股町版のエンディングノート「想いを紡ぎ 心をつなぐノート」を作成し、配布しています。ノートには、「食事が食べられなくなったときのこと」や「呼吸が苦しくなったときのこと」などの項目ごとに、希望する医療や、介護を記すことができます。

元気なうちに「これからどのように過ごしたいか」「何を大切にしたいのか」を考え、周囲の大切な人と話し合ってみませんか。



【配布場所】在宅医療・介護連携相談支援センター（☎090-4980-7830）、各地区地域包括支援センター、いきいき長寿課、都城市・三股町の医療機関など

生活おたすけサービス援助員になりませんか？

食事、洗濯、掃除、買い物などの簡単な家事のお手伝いや、関係機関との連絡、調整等の支援を行う有償ボランティアです。

〈利用対象者〉

介護度が軽い方（要支援1・2、事業対象者）

〈援助員への報酬〉

1時間 1,000円

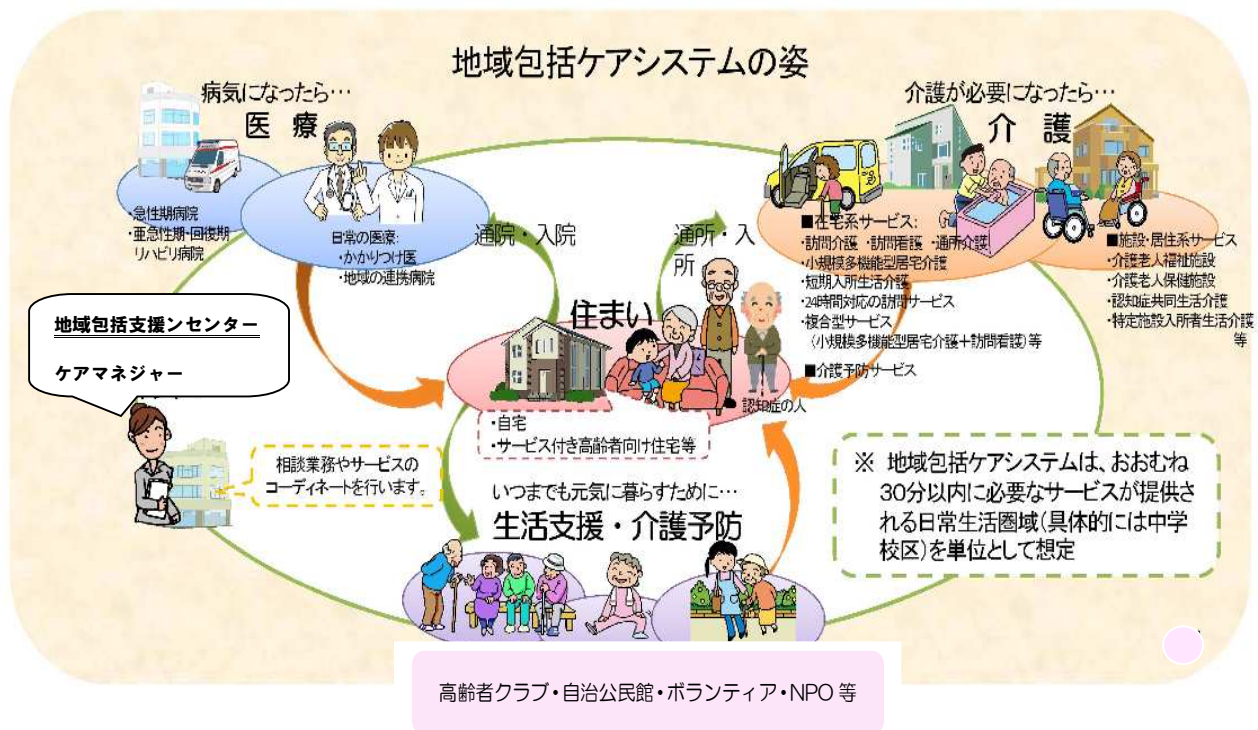
〈保険等について〉

社会福祉協議会の負担で加入します。

〈問い合わせ先〉

都城市社会福祉協議会 TEL：25-2123





地域包括支援センター

地域包括支援センターは、市内7か所に設置している機関で、高齢者のみなさんが住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から高齢者やその家族を支えます。本人や家族、地域住民、介護支援専門員などから受けたいろいろな相談ごとを、適切な機関と連携して解決に努めます。

- ① 介護予防を推進します（介護予防ケアマネジメント）
- ② 高齢者の権利を守ります（権利擁護）
- ③ 様々な相談に対応します（総合相談窓口）
- ④ 適切なサービスを提供できるよう支援します（包括的・継続的ケアマネジメント）

地域包括支援センター連絡先

(高齢者に関する総合相談窓口)

名称	電話番号、住所	該当町名
姫城・中郷地区 地域包括支援センター	☎0986-26-8339 上町 17 街区 19 号	早鈴町、姫城町、甲斐元町、八幡町、 松元町、牟田町、蔵原町、上町、 中町、西町、下長飯町、 都島町の一部（下記*1 参照）、 鷹尾一丁目の一部（下記*1 参照）、 梅北町、安久町、豊満町
妻ヶ丘・小松原地区 地域包括支援センター	☎0986-23-9712 前田町 15 街区 6 号 デラコア前田ビル 101 号	上東町、東町、天神町、中原町、 上長飯町、一万城町、菖蒲原町、 若葉町、妻ヶ丘町、花繰町、広原町、 前田町、平江町、小松原町、北原町、 大王町、宮丸町、志比田町、栄町
五十市・横市地区 地域包括支援センター	☎0986-57-6767 久保原町 13 街区 9 号	今町、大岩田町、南鷹尾町、五十町、 平塚町、久保原町、 鷹尾一丁目の一部（下記*2 参照）、 鷹尾二丁目～五丁目、 都島町の一部（下記*2 参照）、 横市町、南横市町、蓑原町、都原町
祝吉・沖水地区 地域包括支援センター	☎0986-26-4212 郡元 2 丁目 17-2 キルトス ター店舗 C 号室	千町、立野町、早水町、神之山町、 年見町、上川東一丁目～四丁目、 下川東一丁目～四丁目、郡元町、 郡元一丁目～四丁目、祝吉町、 祝吉一丁目～三丁目、吉尾町、 金田町、太郎坊町、高木町、都北町
志和池・庄内・ 西岳地区 地域包括支援センター	☎0986-45-4180 庄内町 8160 番地 3	上水流町、下水流町、岩満町、 丸谷町、野々美谷町、乙房町、 関之尾町、庄内町、菓子野町、 美川町、高野町、吉之元町、 御池町、夏尾町
山之口・高城地区 地域包括支援センター	☎0986-29-1682 山之口町花木 2667 番地 2 （山之口シルバーヤング ふれあいの里）	山之口町山之口、山之口町富吉、 山之口町花木、高城町大井手、 高城町桜木、高城町高城、 高城町穂満坊、高城町石山、 高城町有水、高城町四家
山田・高崎地区 地域包括支援センター	☎0986-45-8411 高崎町大牟田 1150 番地 1 （高崎総合支所内）	山田町山田、山田町中霧島、 高崎町前田、高崎町大牟田、 高崎町東霧島、高崎町縄瀬、 高崎町江平、高崎町笛水

*1 都島町の一部（姫城中校区）…141 番地～982 番地

鷹尾一丁目の一部（姫城中校区）…26 街区～27 街区、3623 番地～3855 番地

*2 上記*1 以外

介護保険課担当部署連絡先

※R5/4月から一部福祉課になりました。

部名等	課 名	主な担当内容	担当名	電 話
都 城 市 健 康 部 (本 庁)	介護保険課	高額介護サービス費に関する こと 負担割合交付・再交付 負担限度額申請・再交付 社会福祉法人等による利用負 担軽減制度の申請 介護予防住宅改修事業 特定福祉用具購入に関するこ と 特定負担額の減額に関するこ と等	給 付 担 当	23-2114
		介護認定に関すること ○申請・相談 ○訪問調査 ○認定審査会 ○認定結果通知 ○認定の更新・変更 ○おむつ医療費控除	認 定 担 当	23-3191
		介護保険料に関すること 資格に関すること ○資格取得 ○資格喪失（死亡・転出等） ○住民異動 ○保険証 ○送付先変更等	保 険 料 担 当	23-2596
		地域密着型サービス事業所等の 指定等に関すること 介護保険事業の運営指導に関す ること 介護保険事業における事故に関 すること等	指 導 担 当	23-2688
	いきいき 長寿課 ※R6/4月～ 設置	○こけないからだづくり講座 ○高齢者の保健事業と介護予防 の一体的実施 ○健康相談・健康教育 ○認知症支援に関すること ・サポーター養成講座 ・家族支援（なごみ会） ・認知症初期集中支援 ・認知症講演会 ・どこシル伝言板 ○通所型・訪問型短期集中予防 サービス ○転倒予防住宅改修事業	介護予防担当	23-3184
		○介護用品給付事業 ○家族介護慰労金支給事業 ○指定相当通所型サービス・指 定相当訪問型サービス ○元気アップデイサービス ○生活おたすけサービス ○包括支援センター運営事業 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○自立支援型地域ケア会議 ○生活支援体制整備事業 ○ケアプラン点検	地域包括ケア 担当	23-2685

	福祉課 ※R5/4月～ 福祉課になりました。	○成年後見制度	地域福祉担当	23-0963
		○食の自立支援事業（配食サービス） ○家庭内事故等通報事業（緊急通報機器貸与） ○高齢者虐待防止事業 ○寝具類等洗濯乾燥消毒	高齢福祉担当	23-3102

各総合支所介護担当部署連絡先

山之口総合支所	地域生活課	介護保険制度に関するすべて	介護保険担当	57-3112
高城総合支所				58-2312
山田総合支所				64-1114
高崎総合支所				62-1112

※各総合支所担当課直通電話番号

サービス等に苦情や不満があるとき

介護保険サービスで困ったり悩んだりした場合は、介護保険に関する苦情・相談窓口が設けられています。

○サービス事業所・ケアマネジャーに相談しましょう。

まずは、直接サービスを提供している事業者にご相談するか、居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーに御相談ください。

○地域包括支援センターや市の介護保険担当窓口にご相談ください。

それでも解決しない場合は、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に御相談ください。

国保連合会は、苦情申立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言の権限をもっている機関です。

※例えば、次のような場合は、国保連合会に申立てをすることができます。

- ・介護保険上の指定サービスであること
- ・市町村域を越える案件である場合
- ・市町村で解決するのが困難な場合
- ・申立人が国保連合会での処理を希望する場合 等

問い合わせ

宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険事務局

〒880-8581 宮崎市下原町 231 番地 1

電話 0985-35-5301 FAX 0985-25-0268（専用）

【介護度に応じたサービスの早見表】

大まかな項目	サービスの種類 (介護予防・総合事業含む)	事業対象者	要支援		要介護			手引 ページ
			1	2	1・2	3	4・5	
【1】 介護の相談	居宅介護支援				○	○	○	11
【2】 自宅に訪問してもらう	訪問介護（ヘルパー）	○	○	○	○	○	○	12
	訪問入浴介護		○	○	○	○	○	
	訪問看護		○	○	○	○	○	13
	訪問リハビリテーション		○	○	○	○	○	
	生活おたすけサービス事業	○	○	○				
	居宅療養管理指導		○	○	○	○	○	
【3】 サービス事業所に通う	訪問型短期集中予防サービス	○	○	○				14 ～ 16
	通所介護（デイサービス）	○	○	○	○	○	○	
	通所リハビリテーション（デイケア）		○	○	○	○	○	
	元気アップデイサービス	○	○	○				
	認知症対応型通所介護		○	○	○	○	○	
【4】 通い・訪問・宿泊を組み合わせる	通所型短期集中予防サービス	○	○	○				16
	小規模多機能型居宅介護		○	○	○	○	○	
【5】 短期間施設に宿泊する	短期入所生活介護（ショートステイ）		○	○	○	○	○	17
	短期入所療養（医療型ショートステイ）		○	○	○	○	○	
【6】 生活の場を自宅から移して利用する	特定施設入居者生活介護		○	○	○	○	○	18
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）			○	○	○	○	
【7】 介護保険施設に入所する	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）					○	○	19
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）					○	○	
	介護老人保健施設				○	○	○	20
	介護療養型医療施設				○	○	○	
	介護医療院				○	○	○	
【8】 福祉用具を使う	福祉用具貸与		△	△	△	△	△	21
	特定福祉用具購入		○	○	○	○	○	
【9】 住宅を改修する	住宅改修		○	○	○	○	○	22

大まかな項目	事業名	65歳以上の方	要介護認定のある人	手引 ページ
【10】 保健福祉事業	在宅高齢者転倒予防住宅改修事業	○		28
【11】 介護予防事業	健康相談・健康教育	○	△	29
	こけないからだづくり講座	○	△	30
	保健事業と介護予防の一体的実施	△		31
【12】 在宅生活支援 ※R5年4月から福祉課になりました。	寝具類等洗濯乾燥消毒事業	△	△	33
	食の自立支援事業	△	△	34
	家庭内事故等通報事業	△	△	34
【13】 家族介護者支援	介護用品給付事業	△	△	32
	家族介護慰労金支給事業	△	△	33
【14】 権利擁護※R5年4月から福祉課になりました。	成年後見制度利用支援事業	誰でも利用可能		35
【15】 認知症施策	認知症サポーター養成講座			35
	認知症家族支援プログラム			35
	都城市認知症初期集中支援チーム	△	△	35

※ △は、利用については要件があります。

